

《離婚》チェックシート一覧表

項目	場所	チェック
離婚届	市民課(西館1階④窓口)TEL 0532-51-2276 窓口センター	
印鑑登録	市民課(西館1階②窓口)TEL0532-51-2272 窓口センター	
国民健康保険	国保年金課(西館1階⑧窓口)TEL 0532-51-2293 窓口センター	
国民年金	国保年金課(西館1階⑨窓口)TEL 0532-51-2290 窓口センター	
社会保険、厚生年金等	豊橋年金事務所 TEL 0532-33-4111	
児童扶養手当	子育て支援課(東館2階)TEL 0532-51-2319	
介護保険	長寿介護課(東館3階)TEL 0532-51-3131 窓口センター	

《離婚》チェックシート

■離婚届

市民課(西館1階④窓口)TEL 51-2276
窓口センター

必要なもの	チェック
認印 (押印は任意)	

【注 意】調停・審判・判決による場合は、裁判の確定または調停の成立した日から 10 日以内に届け出が必要です。

届け出に際しては、調停調書謄本(調停離婚)、審判書謄本と確定証明書(審判離婚)、または判決謄本と確定証明書(判決離婚)が必要です。

■印鑑登録

市民課(西館1階②窓口)TEL 51-2272
窓口センター

【注意1】氏で登録してあって、婚姻により氏が変わった方は、廃止となりますので印鑑登録証(カード)をお返してください。(名で登録してある方は、そのまま使用できます。)

【注意2】新たに登録する場合は、窓口でお尋ねください。

■国民健康保険

国保年金課(西館1階⑧窓口)TEL 51-2293
窓口センター

【注意 1】加入の手続きが 14 日以内にされない場合、その間の医療費は全額自己負担となってしまいます。また、保険税は加入すべきであった日まで(最高3年)さかのぼって納めなくてはなりません。

必要なもの	チェック
国民健康保険証	

■国民年金

国保年金課(西館1階⑨窓口)TEL 51-2290
窓口センター

必要なもの	チェック
認印	
年金手帳 または 基礎年金番号通知書	

【注意】配偶者だった方が厚生年金等加入者で、扶養から除かれる場合は、種別変更(3号⇒1号)が必要です。

■社会保険、厚生年金

豊橋年金事務所 TEL 33-4111

【注意】社会保険、厚生年金に加入している方は、勤務先または、豊橋年金事務所へお問い合わせください。

■児童扶養手当等

子育て支援課(東館2階⑩窓口)TEL 51-2319

【注意】18歳到達年度終了前のお子さんがある母子・父子家庭世帯の方は、状況により児童扶養手当を申請できます。

■介護保険

長寿介護課(東館3階)TEL 51-3131

【注意】介護保険の被保険者証の交付を受けた方は、介護保険資格異動届の手続きが必要です。

必要なもの	チェック
介護保険被保険者証	